

平成29年11月市議会総務委員会資料

第126号議案

長崎市企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

目次	頁
1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正について . . . . .	1
2 条例改正の概要 . . . . .	2
3 新旧対照表 . . . . .	4
4 関係法令（抜粋） . . . . .	8

理財部・商工部

平成29年11月



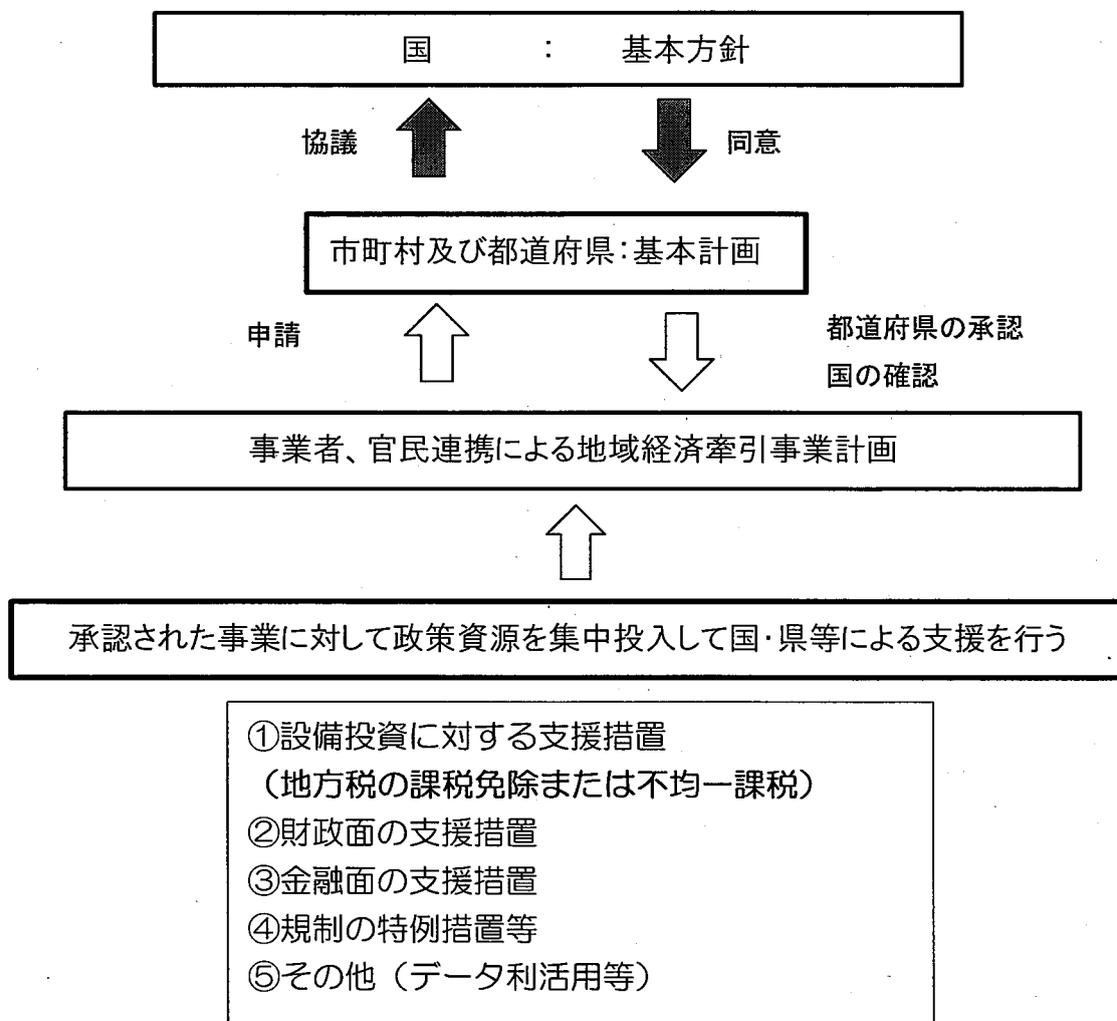
1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正について

(1) 改正の概要

「長崎市企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」の制定の根拠となっている「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）が一部改正され、平成29年7月31日に施行された。

(2) 改正法の内容

改正前は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援するものであったが、今回の改正により、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出し、地域の事業者を経済的波及効果を及ぼす地域経済を牽引する事業（以下「地域経済牽引事業」という。）を支援するものに改められた。



## 2 条例改正の概要

### (1) 改正理由

条例の制定の根拠となっている企業立地促進法が一部改正され、本市における経済活動を牽引する事業を促進するため、地域経済牽引事業者が設置する施設の固定資産税（土地・家屋・償却資産）について、課税免除を実施し、税制面の支援を行うもの。

### (2) 課税免除の概要

対象税目	固定資産税(土地・家屋・償却資産)	
措置内容	課税免除	
対象要件	対象分野	(長崎県基本計画による) ① 造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野 ② アジ・サバ、ばれいしょ等の農林水産資源を活用した食品関連産業分野 ③ 世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野 ④ 造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野 ⑤ 電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用した第4次産業革命関連分野
	取得価格	農林漁業及びその関連業種・・・5,000万円超 その他の業種・・・1億円超
	期 間	国が県の基本計画に同意した日（H29.9.29）から5年以内に設置されるもの
措置期間	3年間	
補てん措置	課税免除による固定資産税減収額の3/4に対し、普通交付税による補てん措置が受けられる。	
対象自治体	財政力指数が0.67未満の市町村（長崎市0.57）	

### (3) 条例の施行日

公布の日（平成30年度以降の年度分の固定資産税について適用）  
ただし、平成34年9月28日限り、その効力を失う。

(参考)

現行(条例改正前)の課税免除の概要

対象税目		固定資産税(土地・家屋・償却資産)
措置内容		課税免除
対象要件	対象産業	(長崎県基本計画による) ① 造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ② 半導体、電気・電子関連産業 ③ 産業用機械、エネルギー・環境関連産業 ④ 情報通信関連産業 ⑤ 食品関連産業 ⑥ 物流関連産業 ⑦ 医工連携関連産業
	取得価格	農林漁業関連業種・・・5,000万円超 その他の業種・・・2億円超
	期 間	国が県の基本計画に同意した日(H25.4.1)から5年以内に設置されるもの
措置期間		3年間
補てん措置		課税免除による固定資産税減収額の3/4に対し、普通交付税による補てん措置が受けられる。
対象自治体		財政力指数が0.67未満の市町村(長崎市0.54)

### 3 新旧対照表

#### 長崎市企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○<u>長崎市企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成25年7月8日 条例第36号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、事業者に対する固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における<u>企業立地を促進し、もって産業集積の形成及び活性化に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。次条において「省令」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>（課税免除）</p> <p>第3条 市長は、<u>承認企業立地計画に従って特定事業のための施設のうち対象施設を同意集積区域内（本市の区域内に限る。）に設置した事業者（指定集積業種であつて省令第4条に規定する業種に属する事業（以下「適用事業」という。）を行う者に限る。）</u>について、平成25年4月1日から起算して5年以内に設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除</p>	<p>○<u>長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成25年7月8日 条例第36号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、事業者に対する固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における<u>地域経済牽引事業を促進し、もって経済の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>（課税免除）</p> <p>第3条 市長は、<u>承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内（本市の区域内に限る。）に設置した承認地域経済牽引事業者について、平成29年9月29日から起算して5年以内に設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとする。）又はこれらの敷地である土地（同日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋</u></p>

く。)又はこれらの敷地である土地(同日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対しては、この条の規定の適用を受けなければ当該家屋(家屋を建設しないときは、当該構築物)に対して固定資産税が課税されることとなる最初の年度以降3箇年度において、固定資産税を課さない。

(課税免除の申告)

第4条 前条の規定の適用を受けようとする事業者は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設の所有者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 対象施設の所在地及び業種
- (3) 対象施設の用に供する家屋又は構築物の建設着手年月日、取得年月日及び取得価額
- (4) 対象施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である土地の所在、地番、地積、取得年月日及び取得価額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地位の承継)

第5条 第3条の規定による課税免除を受けた事業者(以下この条において「課税免除事業者」という。)について、当該課税免除に係る適用事業の承継があつたときは、その承継する事業者は、課税免除事業者の地位を承継する。

(課税免除の不適用)

第6条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による課税免除を適用しないものとする。

又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対しては、この条の規定の適用を受けなければ当該家屋(家屋を建設しないときは、当該構築物)に対して固定資産税が課税されることとなる最初の年度以降3箇年度において、固定資産税を課さない。

(課税免除の申告)

第4条 前条の規定の適用を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設の所有者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 対象施設の所在地及び業種
- (3) 対象施設の用に供する家屋又は構築物の建設着手年月日、取得年月日及び取得価額
- (4) 対象施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である土地の所在、地番、地積、取得年月日及び取得価額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地位の承継)

第5条 第3条の規定による課税免除を受けた承認地域経済牽引事業者(以下この条において「課税免除事業者」という。)について、当該課税免除に係る承認地域経済牽引事業の承継があつたときは、その承継する事業者は、課税免除事業者の地位を承継する。

(課税免除の不適用)

第6条 市長は、承認地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による課税免除を適用しないものとする。

(1) 市税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているとき。

(2) 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この号において「暴力団員等」という。）であるとき、又は法人にあつてはその役員若しくは事業所の代表者が暴力団員等であるとき。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに対象施設を設置した事業者に対するこの条例の規定の適用については、この条例は、その時以後も、なおその効力を有する。

(1) 市税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているとき。

(2) 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この号において「暴力団員等」という。）であるとき、又は法人にあつてはその役員若しくは事業所の代表者が暴力団員等であるとき。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成34年9月28日限り、その効力を失う。ただし、その時までに対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対するこの条例の規定の適用については、この条例は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画及び同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って設置した対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

（長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

3 長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進す

るための固定資産税の不均一課税に関する条例  
(平成28年長崎市条例第39条)の一部を次のよ  
うに改正する。

第3条中「長崎市企業立地の促進による産業  
集積の形成及び活性化のための固定資産税の課  
税免除に関する条例」を「長崎市地域経済牽引  
事業の促進による成長発展の基盤強化のための  
固定資産税の課税免除に関する条例」に改め  
る。

#### 4 関係法令（抜粋）

##### ○地方税法

（公益等による課税免除及び不均一課税）

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

##### ○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

（基本計画）

第四条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

（地域経済牽引事業計画の承認）

第十三条 促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二項、第二十二條第三項から第六項まで並びに第三十六條第一項において同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

（課税の特例）

第二十四条 承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。次条において同じ。）を行う承認地域経済牽引事業者であって、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、承認地域経済牽引事業のための施設のうち総務省令で定めるものを促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条に規定する当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条に規定する当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令

(法第二十五条に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第二十五条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一 不動産取得税 同意日から起算して五年内に対象施設を設置した者(以下「施設設置者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二 固定資産税 施設設置者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

